

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

加えて、財政が不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準準備を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するために就学支援金を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、高等学校以下の私立学校に対する国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

刈谷市議会

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は公教育の場として、公私両輪体制で県の公教育を支えてきた。そのため、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重要施策と位置づけられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。

とりわけ、令和2年度以降、愛知県では、国の就学支援金の増額分を全額活用して、私学に通う半数の世帯が該当する年収720万円未満世帯まで授業料と入学金を無償化し、子供たちの「私学選択の自由」は大きく広がった。

しかし、年収910万円まで無償化されている公立高校生に対して、年収720万円以上世帯の私立高校生には、県の補助を差し引いても、初年度納付金で、年収720万円から840万円世帯（乙ランク・授業料と入学金の2分の1補助）は約35万円、年収840万円から910万円世帯・国の就学支援金11万8,000円補助）は約54万円という大きな負担が残されており、学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。

県の基本方針である「公私両輪」、「公私連携」に照らせば、全ての子供が私立も自由に選択できることが大前提であり、公私格差の解消はその根幹である。

よって、当議会は、教育の公平を実現し、「私学選択の自由」を確保するため、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充し、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

令和6年9月27日

刈谷市議会

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書		
愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は公教育の場として、公私両輪体制で県の公教育を支えてきた。そのため、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重要施策と位置づけられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。		
とりわけ、令和2年度以降、愛知県では、国の就学支援金の増額分を全額活用して、私学に通う半数の世帯が該当する年収720万円未満世帯まで授業料と入学金を無償化し、子供たちの「私学選択の自由」は大きく広がった。		
しかし、年収910万円まで無償化されている公立高校生に対して、年収720万円以上世帯の私立高校生には、県の補助を差し引いても、初年度納付金で、年収720万円から840万円世帯（乙ランク・授業料と入学金の2分の1補助）は約35万円、年収840万円から910万円世帯（国の就学支援金11万8,000円補助）は約54万円という大きな負担が残されており、学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。		
県の基本方針である「公私両輪」、「公私連携」に照らせば、全ての子供が私立も自由に選択できることが大前提であり、公私格差の解消はその根幹である。		
よって、当議会は、教育の公平を実現し、「私学選択の自由」を確保するため、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充し、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを要望する。		
以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。 令和6年9月27日 刈谷市議会		

学校給食費の完全無償化を求める意見書		
2005年に「食育基本法」が制定され、2009年には改正された「学校給食法」が施行されました。改正された学校給食法では、法律の目的として食育の推進が明記され、かつ、食育の観点から学校給食の目標や学校給食を活用した食に関する指導などが追加されました。このことは、食育基本法への対応と同時に、学校給食の教育的効果を引き出し、学校における食育の推進がより明確になり、教科学習とともに学校給食は食育推進のために重要な役割を担うことになりました。		
また、2023年11月に全国知事会において「学校給食の無償化の実現に向けては、学校給食に関する地域の実態等を考慮した上で、国の責任と財源による制度設計を行うこと」との提言がなされました。さらに、政府が2023年12月に閣議決定した異次元の少子化対策を実現する「こども未来戦略」においても、保護者負担である学校給食無償化の実現に取り組むことが示されています。		
学校給食に係る経費は、実施に必要な施設及び設備に要する経費と、調理など運営に係る経費は設置者の負担とし、食材に係る経費は給食費として保護者の負担とされております。しかし、昨今の物価高騰に伴う食材費の値上がり分は、保護者負担を求めず、設置者である自治体が補填している現状があります。		
保護者の教育費の負担軽減のためにも、学校給食費の無償化に対する期待は大きいものであり、また、学校給食の果たす教育的意義に鑑みるとき、学校給食費の無償化を全国の学校で一律に実現するためには国の主導的関与が必要です。		
よって、児童及び生徒の健全な成長・発達に不可欠な学校給食を保護者の経済的負担なく実施するために、国の財政支出により下記事項の実現を強く求めます。		
1 国の責務として「学校給食費の完全無償化」を実現すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 令和6年9月27日 刈谷市議会		
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書		
未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて、真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子供たちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じ		

た適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度も、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子供たちの健全な成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、保護者からも一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。		
また、子供たちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、地方公共団体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならぬ大きな責任の一つである。		
よって、国においては、来年度の政府予算編成に当たり、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。		
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 令和6年9月27日 刈谷市議会		
国の私学助成の拡充に関する意見書		
私立学校は、国公立学校と共に公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。		
とりわけ平成21年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、令和2年度から、年収990万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この間、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。		
しかしそれでもなお、年収910万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校生と比べて、私立高校生のいる世帯にはまだ大きな学費負担が残されている。愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、約90%が進学する高校教育において、「学費の公私格差是正」「教育の公平」は切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となっている。		

加えて、財政が不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準準備を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。		
よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するために就学支援金を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、高等学校以下の私立学校に対する国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。		
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 令和6年9月27日 刈谷市議会		
愛知県の私学助成の拡充に関する意見書		
愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は公教育の場として、公私両輪体制で県の公教育を支えてきた。そのため、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重要施策と位置づけられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。		
とりわけ、令和2年度以降、愛知県では、国の就学支援金の増額分を全額活用して、私学に通う半数の世帯が該当する年収720万円未満世帯まで授業料と入学金を無償化し、子供たちの「私学選択の自由」は大きく広がった。		
しかし、年収910万円まで無償化されている公立高校生に対して、年収720万円以上世帯の私立高校生には、県の補助を差し引いても、初年度納付金で、年収720万円から840万円世帯（乙ランク・授業料と入学金の2分の1補助）は約35万円、年収840万円から910万円世帯（国の就学支援金11万8,000円補助）は約54万円という大きな負担が残されており、学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。		
県の基本方針である「公私両輪」、「公私連携」に照らせば、全ての子供が私立も自由に選択できることが大前提であり、公私格差の解消はその根幹である。		
よって、当議会は、教育の公平を実現し、「私学選択の自由」を確保するため、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充し、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを要望する。		
以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。 令和6年9月27日 刈谷市議会		

委員会の動き

委員会では、議案・請願、陳情の審査のほか、主に次のことについて、質問などがありました。

企画総務委員会

市制施行75周年記念に向けた取組

問 市制施行75周年のキャッチフレーズを公募した趣旨は。

答 市制施行75周年を市民の皆様とともにPRし、本市に愛着を持っていただくきっかけをつくるため、初の市民公募とした。

問 ロゴマークを募集した意図は。

答 本市の未来を担う子供たちが、思い描く本市の姿を自由な発想で表現してもらうため、市内小中学生を対象に募集した。その他「市役所庁舎の防犯対策」「正規職員の採用人数」などがありました。

福祉産業委員会

カーボンニュートラルに向けた取組

問 環境都市アクションプランのモビリティ分野の取組は。

答 バスロケーションシステムによるかりまるの利用促進、次世代自動車等新規購入する市民・事業者への補助制度などを継続している。

問 中古車へ補助拡大することに対する市の考えは。

答 電気自動車等の納車状況に注視しつつ、脱炭素化の促進に向けて、先進事例等様々な施策を調査していきたい。その他「有機農業実証実験」「敬老会事業」などがありました。

建設委員会

市道011-40号線整備

問 整備の状況はどのようなか

答 平成29年度から整備に着手し、令和元年度からJR東海道本線との立体交差のための橋脚を順次築造し、現在、全12基のうち7基が完成した。令和4年度からJR東海と工事委託協定を結び、線路をまたぐ橋梁部の工法や工程等の調整を図りながら工事を進め、令和6年9月末に橋梁を架設する予定である。

問 完成の時期はいつか。

答 令和15年度の完成を目標に事業を推し進めていく。

その他「二級河川下り松川の維持管理」「立地適正化計画」などがありました。

市民文教委員会

学校給食のアレルギーマ対応

問 何らかのアレルギーマ対応が必要な児童生徒は何人いるか

答 令和6年5月1日現在で小学生は622人、中学生は338人、合計960人である。

問 給食費を徴収しないのはどのような場合か。

答 アレルギーマにより1年を通して全ての給食を中止し、弁当を持参している場合で、該当人数は11人である。また、外国人や不登校により保護者が給食を停止している場合が該当する。その他「教師用教科書等の購入」「こども誰でも通園制度」「児童生徒の健康診断」などがありました。